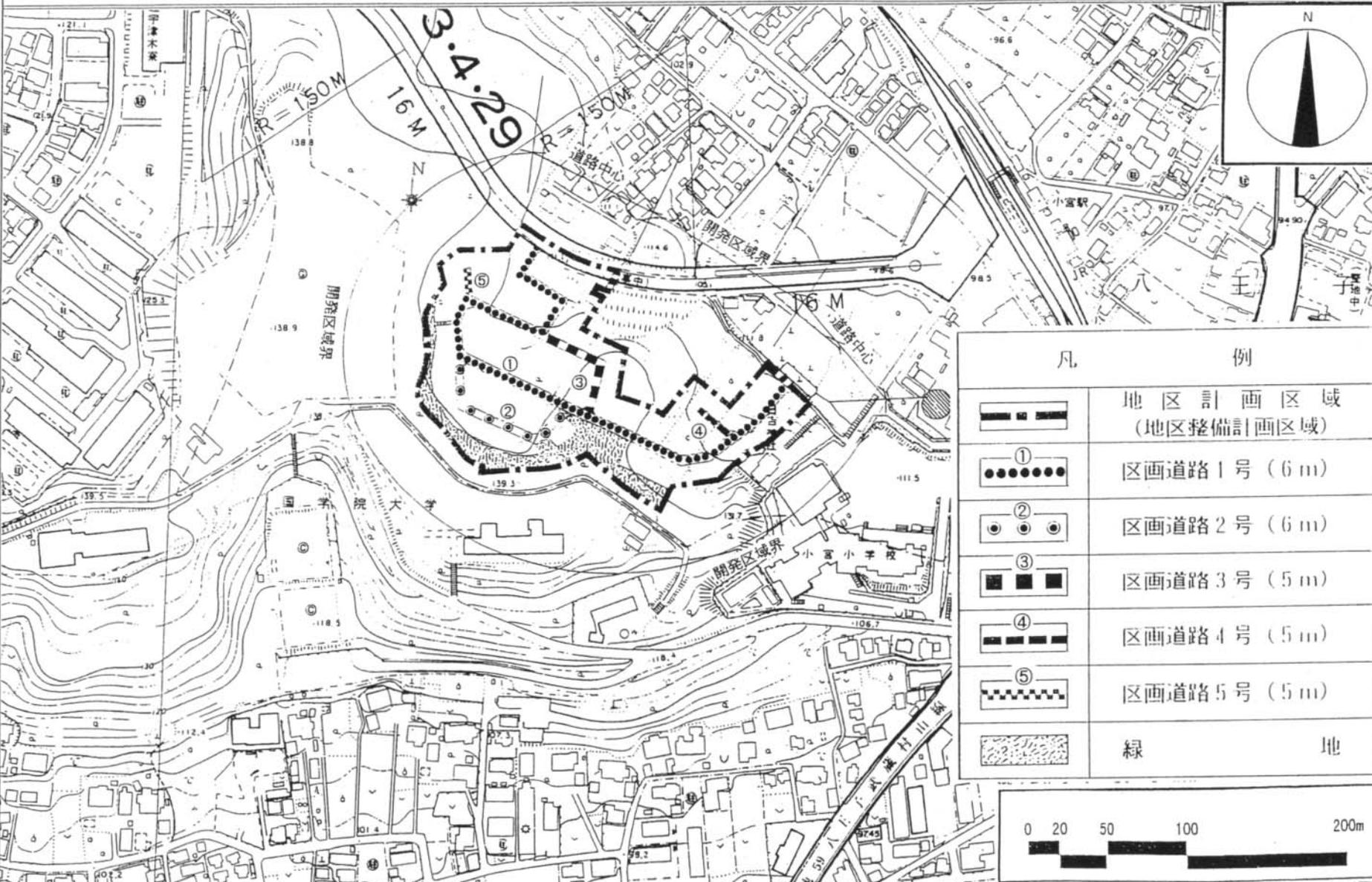
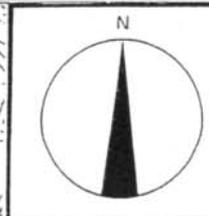
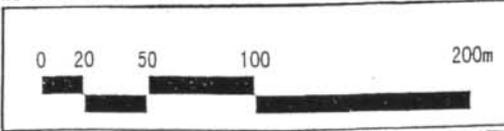


八王子都市計画地区計画 さつきの台東地区地区計画 計画図

〔八王子市決定〕



凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	区画道路1号 (6m)
	区画道路2号 (6m)
	区画道路3号 (5m)
	区画道路4号 (5m)
	区画道路5号 (5m)
	緑 地



八王子都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画さつきの台東地区地区計画を次のように決定する。

名称		さつきの台東地区地区計画							
位置 ※		八王子市小宮町地内							
面積 ※		約 2.1 ha							
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、開発行為により基盤整備が進められ、今後、住宅建設が予定されている地区である。 そこで、無秩序な市街化を抑制するとともに、緑豊かなゆとりある住環境の形成と維持・保全を図ることを目標とする。							
	土地利用の方針	建築物の用途の制限並びに一定の敷地規模及び隣棟間隔の確保等により、低層住宅を主体とした良好な住環境の形成を図る。							
	地区施設の整備の方針	開発行為により整備された区画道路、緑地の維持・保全を図る。							
	建築物等の整備の方針	住宅を主体とした良好な住環境の形成と維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。 また、緑ある街並の形成と防災面の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を設ける。							
地	位置	八王子市小宮町地内							
	面積	約 2.1 ha							
区	地区施設の配置及び規模	名称	幅員	延長	摘要	名称	幅員	延長	摘要
		区画道路1号	6m	約410m	新設	区画道路2号	5m	約110m	新設
		区画道路3号	5m	約70m	新設	区画道路4号	5m	約30m	新設
		区画道路5号	5m	約20m	新設				
	緑地	名称	面積	摘要					
		緑地	約 2,550㎡	新設					
整備に関する事項	建築物等の用途の制限 ※	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅のうち3戸以上の長屋 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿							
	建築物の敷地面積の最低限度	145㎡							
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.7m以上としなければならない。ただし、この距離に満たない位置にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。 1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 2 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの							
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、9mとする。ただし、地階を除く階数は2以下としなければならない。							
垣又はさくの構造の制限	生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、門柱又はフェンスの基礎となる高さ0.4m以下のコンクリートブロック若しくは石積等は、この限りでない。								

「区域及び地区施設の配置については、計画図表示のとおり」

※は知事同意事項

〔理由〕：良好な住環境の形成と維持・保全を図るため、地区計画を決定する。